

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：銀行法施行令 等

規制の名称：大口信用供与等規制に関する見直しについて

規制の区分：新設、**改正**（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期：令和元年7月31日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

大口信用供与等規制は、業務の健全性を確保することを目的として、銀行等の資産の危険分散や銀行等の信用の広く適切な配分といった観点から、銀行等本体及び銀行等グループに課せられた規制である。本件見直しは同規制をバーゼル銀行監督委員会より示された国際的な規制の基準に適合させるために実施するものであるところ、これを行わない場合、我が国の規制は不十分なままとなり、銀行等の業務の健全性を損なうおそれや、我が国の金融規制に対する評価を低下させる可能性があり、結果、海外で取引等を行う銀行等が国によっては取引が出来ないなどの影響や追加的規制を受ける可能性がある。また、国際的な規制の基準に適合させた結果として現行の規制を緩和する側面もあるが、これを行わない場合、銀行等グループ内における資本政策の弊害や我が国の銀行等が、海外の金融機関との関係で競争上不利な立場となる状態が継続する可能性がある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題】

平成 24 年に公表された IMF が実施した我が国の金融部門評価プログラム（FSAP）での評価やバーゼル銀行監督委員会における金融危機等を踏まえた議論などを受け、我が国においては、平成 25 年に銀行法等を改正し、大口信用供与等規制の見直しを実施している。しかしながら、同委員会で引き続き議論することとされた項目については、当時の見直しに盛り込むことはできなかつたため、未だ対応できていない。概要は以下のとおり。

- ・ 金融システム全体の健全性の観点から、金融機関間の伝播リスクを軽減するため、グローバルなシステム上重要な銀行（以下 G-SIB という。）間のエクスポージャーについては上限額を引き下げることとする。
- ・ 銀行等グループ内エクスポージャーについては、大口信用供与等規制の対象外とする。

【改正の内容】

バーゼル銀行監督委員会より示された「大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組み」を踏まえ、以下の見直しを実施するもの。

- ① 銀行持株会社が G-SIB である場合、別の G-SIB に対して有している信用の供与等については、より厳格な上限（15%。通常は 25%）を設定する。
- ② 銀行等グループ内で行われる信用の供与等については大口信用供与等規制の適用対象外とする。

2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

銀行（137 行、[平成 31 年 4 月 1 日現在]）、信用金庫（258 金庫、[令和元年 7 月 16 日現在]）、信用組合（147 組合、[令和元年 5 月 20 日現在]）等において、本件見直しにより拡充・緩和された規制に対応するための与信管理態勢を構築する費用が発生する。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本件見直しを踏まえた与信管理態勢の構築状況等に係るモニタリング費用が発生する。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本件見直しにより、我が国の大口信用供与等規制が国際的な規制の基準に対しより十分な水準の規制となることで、銀行等の業務の健全性を確保することができるほか、海外金融機関及び海外当局に対し我が国の金融規制に対する評価、ひいては我が国銀行等に対する信頼を確保することができ、海外において現状と変わらない取引を行うことが可能となる。

また、緩和の側面からは、海外の金融機関との間で生じる競争上の不利益を解消する効果が見込まれるとともに、銀行等においてグループ内の信用の供与等を管理するための費用が削減される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

—

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

銀行等において、グループ内の信用の供与等を管理するための費用が削減される。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本件見直しにより、銀行等グループ内の信用の供与等について、これまで課せられていた上限規制が撤廃されるため、銀行等グループにおいて、より柔軟な資本政策・組織再編を行うことが可能となる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

銀行等の業務の健全性や国際的な競争力の確保といったプラスの効果は、遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果を上回ると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

○代替案の内容

- ① G-SIBのみならず全ての銀行等間の信用の供与等について、より厳格な上限（15%）を設定することとする。
- ② 銀行等グループ内で行われる信用の供与等について、上限を撤廃するのではなく、現在よりも緩やかな上限（例えば40%）を設定することとする。

○費用

規制の対象が拡大するなど本案より厳しい規制が課せられることから、代替案により拡充される規制に対応するための与信管理態勢を構築する費用（遵守費用）、代替案による見直しを踏まえた与信管理態勢の構築状況等に係るモニタリング費用（行政費用）は、本案の場合と比較して、増加すると見込まれる。

○効果（便益）

代替案の場合も、本案の場合と同様、銀行等の業務の健全性を確保することが可能であるが、海外の金融機関と比較して、より厳しい規制が課せられることから、海外の金融機関との間で生じる競争上の不利益が解消されない状況となることが考えられる。

○副次的な影響及び波及的な影響

代替案の場合、銀行等グループ内の信用の供与等に係る上限規制は撤廃されないため、本案の場合と比較して、銀行等グループにおける資本政策・組織再編に与えるプラスの影響は限定的となるものと考えられる。

○費用と効果の比較

代替案の場合、本案の場合と比較して、遵守費用・行政費用が増加するほか、生じる便益や副次的に生じるプラスの影響は低下するおそれがあるため、本案による改正が適当であると考えられる。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

—

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえ

ることとする。

銀行法施行令等の一部を改正する政令の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

本件見直しにより拡充・緩和された規制に係る監督上の対応状況等について、総合的に判断して、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握していく。